

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成24年6月14日（第8日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第2回平泉町議会定例会第3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に入るに先立ち、本日は故三笠宮智仁親王殿下ご葬儀であります。哀悼の意を表するため、皆さんで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立願います。

黙祷。

（黙 祷）

議 長（青木幸保君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席願います。

これから本日の会議を開きます。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを議題とします。

この陳情について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

陳情審査の報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記、陳情第1号、件名、町営建設工事の町内業者への優先発注について。審査の結果、採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお、口頭ではありますが、本委員会の審査の中で町内業者においては施工技術を更に精度の向上に努めるよう申し添えるべきとの意見がありま

したので、併せてご報告いたします。

以上です。

議長（青木幸保君）

これから陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、陳情第1号、町営建設工事の町内業者への優先発注については、採択と決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第2、請願第3号、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願を議題とします。

この請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

それでは、請願第3号、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願についてご報告いたします。

まず6月11日、産業建設常任委員で現地を踏査して、8区行政区長、千條昭氏、それから齋藤一郎氏のご案内のもと説明をされて、慎重に常任委員会で審議いたしました。それを朗読して報告いたします。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号、請願第3号、付託年月日、平成24年6月7日、件名、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願。審査の結果、採択すべきものということでございます。慎重なる審議をよろしく願います。

議長（青木幸保君）

これから請願第3号、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、請願第3号、第8行政区内にある町道大平線の舗装延長工事早期実施についての請願は、採択と決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第3、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、畠山寛二議員。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申出書。本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、北上川治水事業について。

よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第4、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

閉会中の継続調査申出いたします。本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第5、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

閉会中の継続調査を申し出るものであります。本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、行財政の調査についてであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第6、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査申出書でございます。本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、議会改革調査についてであります。

よろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第7、議案第33号、職員互助会に関する条例及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号、職員互助会に関する条例及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。

職員互助会に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

職員互助会に関する条例の現行欄、第11条第1項の中頃に記載してございますアンダーライン部分の「財団法人岩手県市町村職員互助会」を改正後欄の「一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構」に及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の現行欄第7条第2号に記載されておりますアンダーライン部分の「岩手県市町村職員互助会」を改正後欄のアンダーライン部分の「一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構」にと、財団法人から一般財団法人に移行し、それぞれの名称を改めようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年5月1日から適用しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

この互助会に関しては、いろいろかねてより公費負担に関しては是か非かという議論がなされてきたわけでございますけれども、平泉町は公費負担を廃止したという話を伺っております。そういう意味で、公費負担を廃止することによって投資的なものは取られない、平泉町は廃止して個人が出す分で対処するといいますか、そういうような状況は公費負担をする部分と個人だけの部分というものはどのように変わってきますか。その点をお伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

公費負担を現在廃止しております互助会につきましては、平泉町役場内の職員の互助会に対しての公費負担を実施していない状況でございます。現在、今説明を申し上げました新たな財団法人の岩手県市町村職員健康福利機構につきましては、規定の率内での公費の負担もしているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

今年になって秋田県の方の互助会の方が破綻したということで、これはもうやめてしまうような話が新聞に出ておりましたが、これからの形での県への公費負担という分は、流れとしてやはりこれは問題があるのではないかということが国の方からも文書が出ているという話も聞いております。そういう意味では、これに関してどういう流れで今、県の方は動いているのかをお伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今回の一般財団法人化に向けまして、それぞれ県の指導等もありました。それによりまして、今の状況につきましては国に準拠しての内容というふうになってございます。なお、先程申し上げました、お話しのありました秋田県の互助会につきましては、その指導に則っていなかったということが今回の破綻の原因の大きな部分だということで、信用がなくなったという部分が職員が脱退したということが大きい原因だというふうに聞いております。この岩手県の部分の今回の健康福利機構につきましては、国なり県の指導に則ったものでございますので、その辺については国の、今回の一般財団法人の認可を受けたというのはそのお墨付きがあったというふうなこ

とで、福利機構としては町としてもその辺については確認をしているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

これは分かっていることだと思いますけれども、兵庫県の高砂市での問題として裁判になったわけですね。それで、その中で支払い給付の一部負担したのが違法であるという部分が出ているわけなのです。そういう意味で、この公費負担の部分は国のお墨付きだというならば、そのとおり国の方針としてはそのとおりなのかもしれませんが、現実的には今の、もともとはこの互助会の関係は、公務員が民間よりも給料伸びていかない時代に何とかしなければいけないというのである時代につくったという話は聞いております。ですから、その公務員を過ぎたOBの中でも、やはり今の時代に果たしてそれが合うのかという話も出ておるわけでございます。そういう意味ではこの分、町長1人では判断する、考えるわけではないかと思っておりますけれども、この考え方を一つの平泉単位での行政として町長はどのようにそういう分を捉えているのかお伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

ただいま申し上げましたとおり、一般財団法人化するにあたりまして、岩手県の当初の組織であります岩手県市町村職員互助会につきましては、相当自ら本来行ってきた給付なり助成を大幅に削減をしております。最低限といいますか、先程申し上げました国なり県の準拠に合わせた形で今その運営を行っているということなので、法的には特に問題はないというふうなことで捉えているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第33号、職員互助会に関する条例及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第33号、職員互助会に関する条例及び平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第8、議案第34号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第34号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

参考資料1ページの下段をご覧くださいと思います。

平泉町町税条例の附則30条の次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の第31条を追加しようとするものでございます。今回の改正は、4月の臨時議会で専決の承認をいただきました居住用財産が東日本大震災により滅失した場合、その滅失した家屋等があった土地を売却した時に町民税の税額控除の特例を延長することができる旨の規定をした条例改正を承認いただいたところでございますが、その改正を受けて改正内容を国民健康保険の算定にも適用させようとするものでございます。具体的には、被災した居住用財産を売却した場合に、その譲渡収入から一定額を所得から控除することによりまして、国民健康保険税の軽減を図るものであり、被災者を救済しようとするものでございます。また、後段にあります、関係法令が複数あることから、適用法令を特定させるための文言の整理を行うとしようとするものでございます。なお、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用させようとするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第34号、平泉町町税条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第34号、平泉町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第9、議案第35号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

それでは、議案第35号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

これは外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正で、本年7月9日から住民基本台帳法に基づき外国人の方々も住民基本台帳制度の対象となり、日本人と同様に住民票が作成されることとなります。それに伴い、文言の削除等を行うものです。

内容につきましては、参考資料1ページの裏をご覧ください。

アンダーラインの部分が改正となります。登録資格の第2条第2号は、外国人登録法に基づいている文言でございますので削除を行い、1号は1項に溶け込ませて改正するようになります。それから第4条第3項第1号中の「又は外国人登録証明書」と及び第5条第2項第1号中の「又は外国人登録原票」及び「又は登録」についても、これが削除となるものでございます。この条例につきましては7月9日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第35号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第35号、平泉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第10、議案第36号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

それでは、議案書6ページをお開き願います。

議案第36号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、世界遺産登録効果によりまして観光客の入り込みが増加したことに伴い、町営中尊寺第1、第2駐車場の利用客が増加し、収容台数が著しく超えたことが原因となりまして、中尊寺周辺の公道等で交通渋滞が発生したことに対応するため、中尊寺第2駐車場を拡張し渋滞緩和を図るため所要の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、あらかじめ配布しております条例の新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。

名称、位置及び面積でございます。第2条の表の中尊寺第2駐車場の項の面積の現行欄7,590平方メートルを、改正後の1万192平方メートルに改めようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

駐車場条例の改正ですが、これ面積ですよ。文言の改正でも何でもないのでこの面積、増えた部分、現在の第2駐車場の北なのか南なのか、どの部分が増えたのかも分からないで議決せいというのはあまりにも無謀で、口頭だけで分かるようなものなのですか。それと、これは借地す

るのかどうかという部分ですね、その辺をお聞かせ願いたい。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

図面をちょっと添付すれば良かったわけですが、現在の第2駐車場の北側の土地2,602平方メートルを個人の方から借用して整備して、そこで改めてその分を第2駐車場に取り入れて利用料をいただくということになってございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

これは何年の借用ですか。要するに、世界遺産で一時的に観光客が増えたというその対応のための増加だとおっしゃいますが、それでは観光客が減った時にはこれを返すという部分になると思うのですが、どういう条件で借用したのかお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

用地所有者とは3年契約ということで契約しておりますし、農地につきましては個人の方が農地の一時転用を申請していただきまして、許可をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この面積が増えたのですけれども、これは何台分の駐車台数を予定しているのか、また、借地料がいくらで、また見込みになりますけれども、何台駐車していくらぐらいの駐車料がアップするのか、その辺のコスト的な部分の説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

駐車台数は自家用車相当分といたしまして70台となっております。いずれ、昨年度につきましては第2駐車場が満車になった日数が20日以上ありましたので、それを補う分ということで20日分ということで70台、その分を計算しますと大体1,400台分くらいと今のところは想定してございます。借地料につきましては1年間35万3,000円でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

年間1,400台増加する見込みということですね。そうしますと、駐車料はいくらでしたか、500円でしたか、ちょっとその辺、そうすると掛ける1,400台で金額このぐらいの増加だよという説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

駐車料金につきましては400円になってございますので、400円×1,400台でございますので、56万円です。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

私は、前回の駐車場の工事費については一般会計から出すといったようなことで、その件についていろいろ申し上げましたけれども、これを一般会計から出すことによって町民1人当たりの行政コストが高くなるだろうと私は思っているわけですが、この会計方法は県から承認を得てやっている方法だと思うのですが、更には今、年間いくらという賃貸料、今度はこれ終わった時に返す時には恐らく原状回復してそれに伴う工事費もかかるだろうと、それらも計算した上での家賃その他を決めたのか、その辺もお聞きしたいということでございます。その辺をひとつ、まず一つは、この処理方法は県の指導のもとでやっているのかということと、それと町民1人当たりの行政コストに対する影響はどの程度、一般会計のね、それがどの程度上がるのかということをお聞きしたいというふうに思いますし、あとは財務4表で今度出た時にはほとんど投資的経費はないわけですが、今度は投資的経費がこの財務4表の方に出てくるのかどうか、一般会計から出してしまうと恐らく投資的経費は駐車場会計には出てこないというふうに思うのですが、そういうような形になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

この今回の条例に出した分につきましては駐車場会計から出すものでありまして、駐車場条例に基づいてやっておりますので、県の指導等々につきましてはございません。コストにつきましては、あくまでも第2駐車場と一体となっておりますので、今回増やした分につきましては、単体でやりますと、その分で行きますと借用代とか工事費含めますとやはり1,400台ではカバーできません。実際にはそのコストでやりますと3,500台ほど入らないとコスト的には間に合いませんが、あくまでも第2駐車場の全体ということになれば、それはコスト的にはプラスになるということになってございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

いいのです。こちらの、今盛んと流行っているというか、いっぱい入っている駐車場がある、更に拡大したい、当然第1駐車場から第2駐車場の売上を今度そっちへ持っていく、これは当然のこと、これはいいのです。そうすると全体に合わせればそれでいいのですけれども、問題はその資産、結局、投資的経費は税務4表の駐車場会計には出てこないのですね、工事費なんかは出てこないのですね。その辺なのです。全体でコストも含めて。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

財務4表の方につきましては、あくまでもそれは企業会計でございまして、駐車場の場合は特別会計でございしますので、そういったものはそこに表れてこないということでございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

ですから私は、これは非適用企業会計でやっているのだから、やはりこれらは適用会計にしなければだめではないですかということをおっしゃっているのですけれども、これはいろいろ総務省との手続きの問題もあると思います、すぐ一概にできないと思うのですけれども、その辺も是非次からは検討すべきであるというふうに私は思います。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませつか。進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第36号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第36号は、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 1 1、議案第 3 7 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第 3 7 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書 7 ページをご覧ください。

この変更は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により同連合におきましても所要の整備を図ろうとするもので、連合構成市町村それぞれの議会において議決を求める議案でございます。

内容につきましては、参考資料の 2 ページに基づいてご説明いたします。

アンダーラインの部分の改正となりますが、別表第 2、第 1 7 条関係の備考第 2 中「及び外国人登録原票に基づく人口」及び備考第 3 中「及び外国人登録原票」を削除し、同 3 中に「並びに」の部分に「及び」に改めるものでございます。また、これは 7 月 9 日からの施行になります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 3 7 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 3 7 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第12、議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料2ページの裏の平泉町防災行政無線端末機設置箇所一覧表と3ページの平泉町防災行政無線整備工事箇所図及び本日お配りしております追加参考資料により説明させていただきます。

初めに、この事業の目的でございますが、防災行政無線の端末装置を避難所等に設置することによりまして、災害時の避難所と行政間、災害対策本部でございますけれども、との通信手段を確保することを目的に実施するものでございます。

それでは、参考資料2ページの裏、平泉町防災行政無線端末機設置箇所一覧表をご覧ください。

当町では、平泉町地域防災計画で避難所として指定しております施設が33カ所ございます。

そのうち、今回は無線端末機設置箇所一覧表に記載されております地区公民館、小中学校の24カ所のうち備考欄の2に半固定型無線機端末設置と記載してございます避難所と、それから3ページをご覧くださいと思いますけれども、3ページの平泉町防災行政無線整備工事箇所図とを併せてご覧ください。この箇所図に赤丸で表示してございます20カ所の避難所に対しまして各1台ずつ、合計20台のデジタル方式の半固定型無線設備を設置いたしまして、平成25年3月20日を期限に契約金額1,015万3,500円で購入整備するものでございます。なお、購入する無線端末機の性能及び設置施設につきましては、追加参考資料の議案第38号関係部分をご覧くださいと思います。また、他の4カ所の避難所への通信設備の設置につきましては、議案第39号でご審議いただきます請負工事によりまして、災害時の避難所と行政間との通信手段システムの確保と段階的なデジタル化への移行工事の中で整備するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

これ、デジタルで移動系の無線ですけども、半固定型ですか、室内で使う設備だと思のですが、建物形状とかによって電波が届きにくいとかそういう心配はないでしょうか。というのは、全部これ確認されているのかどうかですね、電波の受信状況、まだできていないから無理なのかもしれないですけども、その辺の検討はいかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

各行政区にございます公民館を避難所として指定しているわけですが、電波の受信状況につきましては、プロポーザルを実施して優先交渉権を得た業者が実施しているところでございます。その中では、次の議案第39号でもご説明申し上げますけれども、中継無線基地等を設けてまして大丈夫だというふうな形になっている状況でございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

木造については比較的受信はそんなに難しくはないと思うのですが、学校の体育館とかですね、鉄骨鉄筋とかそういった建物になると若干室内では電波の状況悪いのではないかとちょっと心配しているのですが、その辺、問題なければいいと思うのですが、確認できますか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまご説明申し上げております議案第38号につきましては、無線機そのものの購入ということでご説明しておりますが、第39号の方の請負工事の中にそれぞれの避難所へのこの無線機の通信を確保するためのアンテナ設置工事等が含まれてございますので、それらを行うことによりまして通信は可能だというふうになってございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

これはいつも言っていることなのですが、これは各地区の避難場所、避難所にほとんど取付けられるようではございますけれども、これらの設置する避難所の建物耐震調査は行って、安全であるということは確かめられているかどうか、その辺、ちょっとお聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

平泉町が管理しております施設の避難所指定されている場所につきましては把握してございますけれども、各地区行政区の公民館につきましては各区にお任せしている状態でございますので、耐力度の測定まではいたしておりません。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そうすると今度の耐震基準に合致していない施設にも設置するということで解釈してよろしいのですか。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

耐力度調査を実施しておりませんので、その耐力度等については何とも申し上げられませんけれども、そういう可能性もあるということでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

確か電波状況で6区要害地区がテレビのデジタル化の時に難聴というか、そういう地域がございました。今回、アンテナというか中継局を桜の森地域に設置するのですが、やはり同じような、束稲から方向的には同じなのですが、そこら辺は、公民館は大丈夫なのか、そこら辺はちゃんと調査したかということと、今回双方向で話をすると言いながらも、災害時に二十何局が一斉に話し出すと本当にそれが可能なかという部分で、運用の部分で今後何か工夫されるということを考えているのか、運用上の何か規約なりはもう定めてあるのかお聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まず難視聴区域についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり確かに3区、4区、5区、6区につきましては通信放送等が今までにちょっと聞きづらいといったようなこともございました。それがございました関係上、事前に調査をしております、いずれ中継基地を設けることによってカバーできるという状況になってございます。

それから、今後の無線運用につきましてのマニュアルの件でございますけれども、それにつきましてはまだ現在は策定してございませんけれども、今後、必要に応じまして検討して参りたいということで考えてございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

ちょっとあまりにも初歩的なことかもしれませんが、この無線機については、停電になった時はどのようになっているのか、それからもし電池であればそういうふうな指導はされるの

かということで、去年ですか、各家庭にある防災無線も停電なった時は、一切そういう事故がなかったものですから防災無線が入らない、入らないということで、よく聞いたらそれは乾電池を交換しなければいけないのだと、その時にも乾電池を交換する指導というのですか、そういうものをやはり防災の日というものを改めて皆さんに徹底するよというよな話も以前に出たよな気がするのですけれども、その辺のことについてお尋ねいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回整備します無線機の停電時の電気の関係でございますけれども、今回の20カ所に設置します無線端末につきましては内蔵バッテリーが設置されてございまして、これにつきましては電力供給がなされなくても20時間以上は持つということでメーカーの方からは話をされているところでございます。それから個別無線機についての個別の各家庭への今後の周知につきましては、今後広報、またはその災害時に屋外子機等を使いまして周知を図る方法はあるかと思っておりますので、それらで検討して参りたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

では、その辺のところお願いします。

それから、この内蔵のバッテリーで24時間以上という時は、災害が起きた時に24時間は使えますよという意味ですよね。そうなれば、普段の点検というのはどのようになされるのかお尋ねします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

停電時に24時間ではなく20時間ということでございます。20時間以上というメーカーのお話は聞いてございます。

それから、この内蔵バッテリー等に対する点検でございますけれども、年数についてはちょっと把握してございませんけれども、いずれ定期的なメンテナンスは必要になりますので、毎年、多分一度から二度の点検実施が必要になると想定してございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

内蔵バッテリーが20時間で停電なった場合、20時間過ぎた場合は乾電池か何かでやるのでしょうか。第三の電源はどういうふうにカバーするのでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まずは昨年度の東日本大震災の場合につきましては、かなり長期間の停電が発生したという状況でございますけれども、まず一般的な災害を想定しますと20時間ぐらいあればまずは復旧するであろうと、それ以上の長期にわたる場合については、将来的には避難所等への発電機等の設置も必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今すぐの話ではありませんけれども、今、随分技術が進歩しましてソーラーバッテリーみたいなものね、そういうものとか、もうかなり普及し始めているようですので、今後の課題としてそういうものも検討されたいかがでしょうか。これは意見ですのでよろしくお願いします。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

大変いいことだと思いますが、ただ、設置場所はどのような場所に設置するのか、また、万が一、設置している公民館とか何かが火災に遭った場合は、そういった対応策は考えているのか、その辺、ちょっとお聞きしたいのですが。どのぐらいの面積とれるものか、この機械の設置場所ね。あとは万が一火災になった場合は、それに対してどのような対応策を指導していくのか、その辺ちょっと。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まず設置スペースでございますけれども、参考資料2ページの裏に記載してございます下の方の右側の図が今回設置しようと考えております端末機でございますので、大体サイズ的には、詳細な寸法まではちょっと把握してございませんけれども、40センチ掛ける30センチ掛ける奥行きで20センチ程度かと把握してございます。それがもし万が一火災等で焼失した場合ということでございますけれども、その際には再度同じものの交換という形になることで対応したいと思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第38号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

---

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第13、議案第39号、平泉町防災行政無線整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書10ページをお開きください。

議案第39号、平泉町防災行政無線整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料3ページの平泉町防災行政無線整備工事箇所図と本日お配りしております追加参考資料により説明をさせていただきます。

初めに、この事業の目的でございます。議案第38号でもご説明いたしましたが、防災行政無線の端末装置を避難所等に設置することによりまして、災害時の避難所と行政間との通信手段を確保することと併せまして、総務省が推進しております通信施設のデジタル化への移行を段階的に進めることを目的に実施するものでございます。

それでは、参考資料3ページの平泉町防災行政無線整備工事箇所図と追加参考資料の議案第39号関係部分をご覧ください。当町では現在、防災行政無線の通信施設としまして役場内に親局操

作卓1卓、一関西消防署平泉分署と岩手南農業協同組合平泉支店に遠隔操作装置がそれぞれ1台の計2台、工事箇所図の白色、青色の丸印で表示してございます箇所に屋外拡声子局が9局ございます。そのうち、今回の整備工事で3、4、5、6区の放送通信困難区域の解消及び砂子沢地区を含めたデジタル化への段階的移行の推進を図るため、親局操作卓1卓と遠隔操作装置2台の更新及び青色の丸印で表示しております屋外拡声子局3局の更新、また黄色の丸印で表示してございます2局の新設並びに赤色の丸印の中にバツで表示してございます中継局1カ所の新設並びに半固定型無線機端末の統制台1台を、平成25年3月20日を期限に契約金額1億1,550万円 で整備するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

今回はアナログの既存の部分とデジタル化した部分とがあるということですが、段階的にデジタル化に向けてやるということですが、今後、デジタル化完了までにかかる費用というのはどのくらいかかる予定なのか、また期限、何年度を目標にデジタル化に向けてやる計画があるのかお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

デジタル化に向けての事業費並びに期限等のご質問でございますけれども、今後、必要になってくる事業費につきましては、総事業費の積算につきましてはまだ現在実施してございません。それから期限につきましても、総務省からこの防災行政無線についての更新期限は定められておりません。いずれ今回、あくまでも今回のこの整備につきましては昨年度の国の第三次補正によりまして、まずは東日本大震災の発生に伴って、その段階で避難所と災害対策本部との通信が途絶えたということが一番の問題といたしまして、まずはその各避難所と災害対策本部の通信を確保するための今回の総務省の事業でございました。それに合わせて、計画的なデジタル化への移行という形での流れで、今回こういう形の案件2件を提案させていただいたところでございます。いずれ今後につきましては、機会を捉えまして総務省等からの対応可能な事業等を活用しながら整備を図るといような形で現在考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

まだデジタル化完了年月が分からないということですが、アナログの部分で既存の各戸に配布

している部分でも災害時にはっきりしたのは、町の中心部が設置していない戸数が多いという現実があるわけなのですが、そこら辺の対応ですね、全デジタル化と併せて考えていかざるを得ないと思うのですが、そこら辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それぞれ各世帯への個別無線機の設置でございますけれども、議員ご指摘のとおり全世帯に設置している状況にはございません。現在、世帯数2,607世帯のうち2,002世帯が設置している状況でございます。設置普及率につきましては76.8%という状況でございます。いずれ、この設置につきましては音の問題等もございまして、それぞれの方々の意向によりまして設置ということで進めている状況でございます。いずれ最終的には、緊急時のいろんな形での放送等の内容も多く含まれているものでございますので、今後、普及につきましては広報等を活用しながら全世帯に広まるよう、設置が可能になるような形で努めて参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。それでは進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第39号、平泉町防災行政無線整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第39号、平泉町防災行政無線整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第14、議案第40号、平泉中学校校舎改築工事（プール棟）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、阿部正人議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって阿部正人議員を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、阿部正人議員を除斥することに決定しました。

阿部正人議員の退場を求めます。

(阿部正人議員、退場)

議長(青木幸保君)

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉教育次長。

教育次長(稲葉幸子君)

それでは、議案書11ページでございます。

議案第40号、平泉中学校校舎改築工事(プール棟)の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

皆様のお手元の参考資料3ページの裏をご覧ください。

この工事でございますが、国庫補助事業を活用いたしまして学校水泳プールを新築し、学校教育の円滑な実施並びにスポーツの振興を図ることを目的として工事を行うものでございます。

工事内容でございますが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事が一括の契約となります。完成期限は平成24年12月20日でございます。施設の概要でございますが、初めにプールについてはプール寸法が25メートル掛ける15メートル、コース数は7コースを予定しております。水深は1.1メートルから1.3メートルで、材質は繊維強化プラスチック性でございます。次に管理棟でございますが、鉄筋コンクリート平屋建てでございます。延べ床面積が140.36平方メートル、管理室、機械室、更衣室、シャワー室、便所、物置等を整備する予定でございます。

以上の工事を9,786万円の契約金額で行おうとするものでございます。

プールの建設の位置でございますが、参考資料の4ページにありますとおり中学校敷地の中の校舎の東側、屋内運動場の奥に建設するものでございます。参考資料4ページの裏にはプールの平面図と立面図を参考にお示ししておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、千葉勝男議員。

9番(千葉勝男君)

この案件でございますが、指名入札だったのか、あるいは一般競争入札だったのかということと、それから何社来ましたかということとJVはなかったのかということをお聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

入札方法につきましては指名競争入札でございまして、選定した業者につきましては4社でございまして。この件につきましてはJ Vの検討はしてございません。単独社への発注ということで考えてございました。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

何でこんなことを聞いているかということですが、やはり近年は全く指名だということではなくて一般競争入札の時代が来ているというように私は思っていました。そうすると全国から来るという話が以前の町長が話されたことがありましたが、いずれまさか九州から来るわけでも何でもございませぬから、そういう形の方が、先程の陳情にあったように町内業者はもちろんそのとおりなのですけれども、今回受注した業者にあつてはこのようなプールの経験はあつたのかないのか、そこらお分かりですか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

町内の実績によりますと、プール施工の実績はないものと判断してございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

何でさっきJ Vという話したかということは、やはりこういう工事は道路工事とか何とかとは違うのですよ。ですから、きちっとした、やはり勉強しながら他社とJ Vを組んで経験のある会社と施工した方が確かなものができるというように私は思います。この会社が悪いとかということはいませんが、いずれにしても今までの町内の工事、道路工事とか等々あつたわけですが、完成後の関係にあつては全く諸手を挙げて賛成するような工事はしていないように私は思っていましたのでそんなことを聞いたところですが、いかがですか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回のこの関係、件につきましては、本体工事の建築という部分の要素もかなりウェイトを占めているものでございます。それで、当町の指名基準の中で、県の基準の建築のAランクを登録されている業者を指名したところでございます。それから、ただいま言われました今までの工事等に関することにつきましても工事指名業者資格審査委員会の中で検討した経緯がございます。

いずれ、例えば粗雑工事等に対する措置といたしましては、指名停止基準によりますと重いものから指名停止、それから指名留保、書面または口頭での警告の三つに分かれているところがございますけれども、いずれ指名事由の中の粗雑工事については軽微なものを除くという項目がございますし、それからその死傷事故、それから談合、詐偽等がございます。いずれ重大かつ悪質なものを対象といたしまして指名留保はこれらの事由に該当するおそれがある場合に行うものということとされてございます。いずれ今回その問題になっている業者につきましては、過去におきまして口頭による警告、嚴重注意を行ってございますし、実際にその後に工事等の手直し等の対応も適切であったということから今回指名したという経緯になってございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

一つ、陳情書の中で5社が連名して出されておりますが、この5社の級ですが、A級、B級、C級とあるのですが、この方々は皆A級なのでしょうか。クラス。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今回の指名いたしました業者は建築のA級でございます。先程もお答えしましたけれども、主な工事、プール工事ではございますけれども、建築等のプール等の工事もうェイトが大きいというようなことでございますので建築のAということで指名をしたところでございます。町内の建築のAに該当する業者は1社でございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

6 番、石川章議員。

6 番（石川章君）

先程罰則、ペナルティですか、そういうものを話されたようですが、どの程度までの段階で罰則なんていうのがついているものか、ちょっとその辺、もう一回詳しくお願いします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

指名停止に当たる内容でございますけれども、まず粗雑工事でございますと故意または過失により粗雑にしたと認められる時というふうに当町の指名停止基準では規定しているところがございます。いずれ、先程もお答えしましたとおり、今回につきましては初回でもあるということでも口頭等で注意をし、実際に現地の方についても適正な形で補修工事を終了しているということもございまして指名したということになってございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

この建設契約にあたりまして非常に残念でなりません。というのは、いろいろ総務教民常任委員会の方でも先進地を視察、中学校の視察を行って、いろいろ調査研究して参りました。その中で上屋がある施設も随分見て歩きました。また、個人的には先日、大東の小学校のプールも見て参りました。上屋があるということは非常に利用度が高くなるということを知っています。そんな観点から、またこの間は一般開放はするつもりはないという話でございました。学校、校舎の一部を一般開放して、そして体育館も一般開放して、なぜプールだけ一般開放できないのかと、これは運営上の問題がございますし、防犯上の問題があったということもございますけれども、それはいかようにでもなるのではないかとこのように私は考えているものでございます。ですから、非常にここで今契約するというのは、もう少し待たれないのかと、上屋を何とかならないのかということをごここでぶり返すようでございますけれども、若干この議案に反することかもしれませんけれども、その辺をもう一度設計変更しても上屋を乗せられないものか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

屋内プールというような形での設計変更ができないかということだと思いますが、前段でも申し上げたように、今回は国庫補助事業を活用しての事業ということで、昨年度に補正を組んでいただきまして可決をいただいております。その際に、国の方と県の方にそのあたりの状況を説明いたしまして、こういう工事内容で進めて補助をお願いしているということで補助を付けていただくということが決定しております。今回は繰越し事業ということになりますので、また方向転換をするとなると補助申請とか、また最初からということになりますので、そもそもの補助が活用できるかというようなことにもなりますので、今回の契約案件はこのままで通していただければというふうに思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにありますか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

質問というか、ちょっとどういう話になるか分からないですけども、今回プールをつくるということで教育施設としては当然必要な施設ですので、プールはつくるべきであるとは私は考えていますが、ただ、今回、震災の影響で放射能の問題がかなりクローズアップされてきていると

ということなのです。去年よりも今年の方が皆さんの認識がだいぶ変わってきているのではないかと。そうした場合、やはり屋内プールが安全な面からもかなり有効だということになると思うのです。これはこれで行くとしてもですよ、小学校にはプールあるわけですよ、屋外プールがね。この3カ所、幼稚園も含めるともっとですが、あるわけです。保育所も含めてね、あるわけですがけれども、やはりこれ追加で予算を組んで屋内プールにつくり直すという、現在は屋外だけれども、放射能絡みですよ、震災絡み、放射能絡みでこれはそういう方向には考えてはいけないのでしょうか。町長の考え、教えてください。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

前にもお答えしたかと思いますが、いずれ屋内プールというふうなこと、放射線の関係で心配なので屋内プールにしてはというふうな話がありました。私からすれば、現在、福島の状態を見ても屋内プールにするという部分については特に聞いていないというふうなこともありまして、そういうふうな見解を持っているということなので、町としても今後、放射能の、原子力発電所がまた何らかで放射能が飛散といいますか、というふうな状況になればまた別ですが、現在の状況を見ている限りではそこを想定しての部分で屋内プールというのは今の時点では考えるところまで至っていないというところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

ちょっと町長、危機感がないのではないですか。何のためにこれ除染、平泉町除染実施計画を出して今後やろうとしているのですか。そういう認識が甘いから町民が非常に不安になっているわけですよ。ちょっとこれ問題ですよ。町の方針としてやはり放射能対策をしっかりとやるという、これは一つの計画書ですけども、それにやはり校庭の除染だけで済むわけではないですから、いろいろなところから風が吹けば飛んでくる、乾燥すれば校庭の土から舞い上がる、いろんなことが起きるわけですよ。だって、線量だって全然下がっていないわけですからね。ちょっとその辺、今のままでいいのであれば町長の責任でそれはしょうがないですけども、ちょっともう一回そこら辺、考え方を将来に向かってやはりこうするのだというところをお話し願えればと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

確かに危機感がないと言われると、私は危機感はずっと持っているつもりでございますし、いずれプールの水、周辺の空気中の放射線量につきましては引き続き継続して調査をしていくというふうなことは前にも申し上げているところでございます。いずれ、何らかの異常が発生された場

合には、それなりの、子供を最優先、健康を優先させるということなので、その時点では当然対策は考えなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論のあれが出ていますが、原案に対して反対の立場からですか。

それでは、5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

まず先程も申し上げましたけれども、この運営方針として校舎の一部を開放している、体育館も開放している、それなのにプールは一般開放しない、そういうつくりになっていないと、防犯上もなっていないというような観点から、これではうまくいっているのではないかと、そして施設の性質上使用期間が決まっているわけでございます。多くの人にできるだけ長い期間、時間利用していただくためにもちょっとうまくいっているのではないかと。そして、ここは住宅密集地であります。どこからでも見える場所にあります。防犯上、更には騒音、あるいはそこで利用する方たちの紫外線対策、これらの観点からも上屋が必要であるというふうに私は思います。更には、こういう寒冷地であれば上屋があると自ずと保温性が高まり、利用時間が長くなります。そういったような観点からも上屋を付けるべきであると。そして、文部科学省で出しております学校整備指針、これに基づきますと学校教育に支障を生じることなく、地域住民等の利用に対応できるように計画することが望ましいということが学校整備指針に基づいております。全くそれに反する施設ではないかというふうに私は感じます。そういったようなことで、是非この内容ではなく、なければいいのですけれども、いずれこの内容では私は反対させていただきます。

議長（青木幸保君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

私は、やはりプールという教育施設は早急につくるべきだと思います。このままでは、やはり中学生の健全育成の中でなかなかプールがないと競技会にも出れないし、いろんな練習もできない、そういう部分で私は賛成したいと思います。ただ、ちょっと気になるのが先程お話しした放射能の問題ですね。それについては、町長は大丈夫だという考えもありそうですし、教育委員会の方もそういう考えでしょうから、あとはもしそれ以上に、現状ちょっと心配なのですけれども、小学校も含めた他の教育施設に対するプールに対しても、やはり屋内プールにできるものがないかどうか、そういうことを検討していってほしいという意味で、まずつくるべきだということ

とで私は賛成したいと思います。

議長（青木幸保君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ、次に原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、これで討論を終わります。

それでは、これから議案第40号、平泉中学校校舎改築工事（プール棟）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、議案第40号、平泉中学校校舎改築工事（プール棟）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

阿部正人議員の入場を求めます。

（阿部正人議員、入場）

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時48分

再開 午前11時49分

---

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第15、議案第41号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書12ページでございます。

議案第41号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、12ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税1,936万5,000円、2 項固定資産税1,978万4,000円、5 項入湯税 4 1 万9,000円の減。

1 3 款国庫支出金4,521万9,000円、1 項国庫負担金1,267万3,000円の減、2 項国庫補助金5,789万2,000円、これには放射線量低減対策特別緊急事業費補助金5,739万2,000円が含まれております。

1 4 款県支出金6,190万6,000円、2 項県補助金6,170万6,000円、これには公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金5,805万円が含まれております。3 項委託金 2 0 万円。

1 7 款繰入金、2 項基金繰入金3,083万5,000円。

1 9 款諸収入、5 項雑入762万6,000円、これには東日本大震災グリーンジャンボ復興宝くじ収益金交付金632万6,000円が含まれております。

2 0 款町債、1 項町債1,810万円の減、これには公共土木施設災害復旧事業2,070万円の減額が含まれております。

歳入合計 1 億4,685万1,000円。

次に 1 3 ページでございます。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費555万8,000円。

2 款総務費2,844万2,000円、1 項総務管理費2,929万6,000円、これには再生可能エネルギー設備設置工事費庁舎分2,970万円が含まれております。2 項徴税費218万4,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費133万円。

3 款民生費3,667万9,000円、1 項社会福祉費2,321万5,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金1,935万円が含まれております。2 項児童福祉費1,246万4,000円、これには空間放射線量低減工事費、平泉保育所、志羅山児童館分592万9,000円が含まれております。3 項災害救助費100万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費493万2,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費1,115万3,000円。

7 款商工費、1 項商工費 2 5 万3,000円。

8 款土木費612万8,000円の減、1 項土木管理費 9 万2,000円の減、4 項都市計画費418万1,000円の減、5 項住宅費185万5,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費206万1,000円。

1 0 款教育費6,042万9,000円、1 項教育総務費4,967万円、これには空間放射線量低減工事費、小中学校分5,046万3,000円が含まれております。

次に 1 3 ページの裏でございます。

2 項小学校費163万9,000円、3 項中学校費838万2,000円、これには再生可能エネルギー設備設置工事費900万円が含まれております。4 項幼稚園費331万9,000円、5 項社会教育費258万1,000円の減。

1 1 款災害復旧費1,333万6,000円、1 項土木施設災害復旧費833万6,000円、これには災害復旧

工事費単独分2,740万円、災害復旧工事費補助分2,106万4,000円の減が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費500万円。

歳出合計1億4,685万1,000円。

次に14ページでございますが、第2表、地方債補正でございます。

初めに、追加分についてご説明をいたします。

起債の目的、農業用施設災害復旧事業。限度額260万円。起債の方法、普通貸付又は証券発行。利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるとしようとするものでございます。

次に、変更部分について説明をいたします。

公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額3,440万円を変更後の限度額1,370万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

それでは、暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

先程、担当課長からの補足説明をいただきました。

それでは、これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

今度の農業用施設災害復旧事業の起債の260万円の件でちょっとお聞きいたしたいと思います。

公債費負担適正化計画、平成24年度までに行う予定で現在進んでいる状況のようでございますけれども、毎年2億2,000万円以内の起債、単年度発行2億2,400万円、臨時対策債以外はそれ以上は発行しないで平成24年度までいくのだというようなことで、平成24年度には実質公債費比率が16%になる予定であるというようなことをお示しいただいておりますし、平成24年度の単年度の比率が13%に押さえるというような適正化計画でいるようでございますけれども、このとおり進むのか、当初予算では約1億5,000万円の地方債を発行の予定で当年度予算は組んでいるようですけれども、それに更に今回この260万円が、もしこのとおり全額そういうふうになるということであればプラスになるかと思うのですけれども、そのとおりに進んでいるのかど

うか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

14ページの地方債補正の農業用施設災害復旧事業の件につきましてお話ししますと、今回補正いたします起債につきましては、5月3日、4日の豪雨によります農業用施設災害の事業費でございます。その事業費総額では、被害額では平泉町では400万円ほどというふうに見ておきまして、その65%が起債の対象となるということから今回補正をするものでございまして、いずれ災害の復旧ということでございますので、最終的にはこの災害の地方債等につきましては交付税措置がされるというふう聞いております。

以上です。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

ということは、この適正化計画に基づいて着々と進んでいるというふうに解釈してよろしいのですね。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

特にも災害につきましては、これについては突発性がございますのでこの災害の起債額までは計画では見込めないものでございますけれども、他の計画している事業につきましてはお見込みのとおり計画どおりの推移できているという状況でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

まず入湯税の関係ですが、これは歳入の面で14ページの裏にあります。この欄の入湯税が滞納繰越処分41万9,000円、これ当初予算では予算化して40万ちょっとでしたか、前年度の繰越しあるのですが、この繰越しがいつ回収できるのか、それとも何人なのか、その辺のところ、それから再生可能エネルギーの問題、15ページでございます。これが14款2項の県補助金にあります3目の2節の中の5,805万円、これは中学校が900万円、それから健康福祉交流館が1,935万円でしたか、それと一般管理費として2,370万円あるわけですが、私も今の説明でちょっと聞きはぐってしまいましたが、中学校と健康福祉交流館、この一般管理2,390万円という残の部分ね、これはどの部分に充てるのかというようなところをお伺いしたいと。再生可能エネルギーに前向きに予算とったのだらうと思いますけれども、その辺のところ、それから18ページの3款民生費の中の1項1目の中の28節繰出金、健康福祉交流館特別会計繰出金1,935万円、こ

れが当初は、中の補正ちょっと見なかったのですけれども、繰入金で518万2,000円かな、当初予算では繰入れているのですが、いずれ繰入れ、繰出し、この辺の差というのは、要するに福祉交流館でプラス方向にいつているのかいつていないのかと、これを見てね、これら考えた時に。その時の繰出金として1,935万円ありますので、前回の五百何万引けば1,400万円ぐらいもうかっている計算になるような感じですが、その辺のところよろしくをお願いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

入湯税の滞納繰越分の件でございますが、これにつきましては当初予算を組む段階で入湯税の滞納がございました。1社でございますが、それでそれを滞納繰越ということで計上していたわけですが、それが全部納まりまして滞納がなくなったということで、滞納繰越分については今回補正で落としましたということでございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

公共施設再生可能エネルギー等導入事業費の補助金につきましては、環境省の補助金で100%補助となっております。それで、先程議員おっしゃいましたとおり5,805万円については役場庁舎、総務管理費の役場庁舎の2,970万円、それから温泉の方の繰出金という部分が町の補助になりますので、町の補助に1,935万円入りまして、それを温泉の方に太陽光発電を設置するものですから、そちらの方にそれを繰出すということになります。それから平泉中学校の分につきましては900万円ということになります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

再生可能エネルギーについて、大変これからの、今の原発問題からしていずれ自然エネルギーの強調する部分だろう、町長もそれには積極的にやられる、今後これについて考えていかなければならないのだろうということだと思います。それは当然なのでしょうが、今後予定として、途中からでもこの予算というのは、この再生可能エネルギーというのは今後見通しとしては増やすつもり、積極的にやっていくということには違いないということですか。今年はこので終わりなのかどうか、その辺のところお伺いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この事業につきましては、先程も話したとおり環境省の基金事業で岩手県の方で補助金交付ということで創設となっております。それで平成27年度までということで、今年度、平泉町におい

ては、先程申しましたように役場庁舎、それから悠久の湯平泉温泉、それから平泉中学校について、それから来年度、平成25年度については消防署分署と長島公民館を予定しております。この支援基金事業につきましては東日本大震災によるエネルギーの供給の必要ということもありまして、これには市町村の地域防災計画に基づいて避難所となる施設にこの補助事業は使うということになっておりますので、一応平成25年度までは計画しております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ではそれについては分かりました。

それで、先程の健康福祉交流館の1,935万円、繰入れと繰出しあるのですが、現状の動きというのは人数的にどうなっているのでしょうか。これは繰入れ、繰出しを差引きして繰出しが残ってきているのかどうか、その辺、先程の質問の三つの中に一つあったのですが、現状はどうか。現実としては上向きの方に向いているのですか、この繰入れ、繰出しで見れば結構お客さん入っているのかと。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この一般会計の繰出金の1,935万円につきましては、先程話しましたとおり温泉会計への繰出しでございます。そしてこれが太陽光発電と蓄電池の部分の工事費になりますので、先程も話したとおり、この事業は100%補助ということで一度この一般会計に、先程歳入で話しましたとおり環境衛生費補助金の中の5,805万円の中に歳入として入りまして、支出で悠久の湯の方に繰出すということになります。

温泉の入館者数につきましては、平成23年度は大幅に増加したところは皆さんご承知かと思いますが、平成24年度につきまして4月、5月の傾向を見ますと大体平成22年度並みかと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

20ページの6款の3目の13節ですが、地域農業マスタープラン作成支援委託料ということが載っていますが、どういう結果でどういうふうなことを支援していただくのか、その辺ちょっとお聞かせください。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

この部分に関しましては、平成23年度から国が示しております人・農業ですか、プランに国が示したわけですが、それに基づいて自治体が地域の農業を今後どうしていくかという部分を平成24年から平成26年までの3カ年で計画をして、特に地域農業を取り組み、地域の農業経営体の育成、新規就農者への支援とか、いずれ地域農業の振興策をここで具体的に計画をして実施していくと、いずれ計画をまとめるための今回の補正ということで100%補助、今回は89万円を補助金をいただきまして、それに基づきましてそのプランを作成していくという補正の予算でございます。

議長（青木幸保君）

6番、石川章議員。

6番（石川章君）

この計画に対して地域の意見を聞くとか聞かないとかというようなことはないのですか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今後、地域の方に出向きまして、この地域農業マスタープランを中心に皆さんの考え方、ご意見を伺ってプランをまとめていくという作業に入ります。一部、今月、先週から一部入っております、いずれ各地域に入って説明をし、またご意見を伺ってまとめていくということになるかと思っております。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

再生可能エネルギーの5,805万円、100%補助だから多分やったのだろうというふうには思うのですが、これ当初は避難場所となり得る部分ということですから、蓄電池もあるという説明は受けているのですが、何キロワットアワーというか、そういう容量等はどうなっているのかということ、それと災害対策用だから売電はしないというふうな受けとめ方をしてありますが、これは売電しないということの理解でいいですか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

太陽光発電設備と蓄電池の容量の部分でございますが、庁舎につきましては太陽光発電は30キロワットとなっております。そして蓄電池は15キロワット、それから学校、それから社会福祉施設ということで悠久の湯は現在は太陽光発電設備が15キロワット、それから蓄電池は15キロワットということで、現在もその単価というのですか、そういうことで示されております。それから売電につきましては、これはまず自家消費分はもちろんここを使えるとは思いますが、

売電についてはその併用はないというようなことで今聞いております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

売電はないのですが、そうしますと平泉町では省エネとか節電の関係でエネルギービジョン、省エネビジョンでしたか、ありましたね。それらの関係で太陽光パネルへの補助金も町ではやっておるのですが、そうすると町内で今年度見込みでどのぐらいの太陽光発電の見込みになるのですか。計画からいくとどういう進捗になるのかということですね。

質問、ちょっと忘れていましたので抜けていましたが、雑入の関係、15ページの裏に雑入、ここに載っていないので質問するのですが、町長の業務報告では5月17日に大阪造幣局記念硬貨受領というふうに書いてあるのですが、これは記念硬貨だと思うのですが、今までも自治体の60周年か何かの部分でもあったと思うのですが、今までも、多分過去にも切手等ですね、有価証券を相当な数というか種類受けていると思うのですが、これらの処理はどうなっているのかお聞かせ願えますか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

最初にエネルギービジョン、計画の部分でございますが、この3月に平泉町環境基本計画が策定されたところですが、その数値とかまではそこまで細かくしておりません。ただ、新エネルギーの活用設置施設数とかの施設を目標年次までには増やすというようなことでは策定はしておりましたが、細かい数字まで入っていないところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今までに各種団体等からいただいております記念硬貨、またはその記念切手等の有価物等につきましては、記念品という形でいただきましてそれを保管している状況でございます。いずれ、これらを換金ということの行為をしているものではございませんので、雑入という形での取扱いはいたしていないという形でございますし、今後もそういう計画はございません。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうすると、省エネビジョンの部分では設置箇所の目標だけで何キロワットとか町内的な発電量などは求めないということですが、やはりここら辺、補助も出してありますし、ある意味

ではどのぐらいの発電の拡大をしていくのかという部分等の数値、やはりあってしかるべきだというふうに思います。

それと、蓄電池15キロワット、温泉、あとは庁舎の部分どちらも15キロワットなのですが、これ通常売電はしないけれども、中で使う方法になっているのか、停電の時に多分、パワーコンディショナーを切替えることはないと思うのですが、停電になった場合のコンセントは別だと思うのですが、そのほかに庁舎内には自家発電ありますよね。そうすると電気系統いろいろあるわけですが、どういう使い方されるのか、日常は使わないで災害の時だけ使うというような管理の仕方、運用の仕方をするのかどうかお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

発電につきましては、自家消費分は使われますし、蓄電に関しては、まず災害で電気が来なかった場合に、まず今の段階では災害時に使うということを想定しておりますので、その時に例えば蛍光管を何本使うとかパソコンをどのくらい使うような感じでまた数値も違ってくると思いますが、今いわれている段階では、2～3日分の蓄電は可能かということでお知らせをいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

まず15ページのところですけれども、今程来お話しにある再生可能エネルギー、クリーンエネルギーですね、これについては7月1日からですが、法律で42円／キロワットということで、民間の方はソーラーパネルやって10年でもと取れるというような話もありますし、民間の家でやれば。公共施設の中でこういうソーラーパネル付けて、学校なんか特に土日休みなのですよ。そうすると、その時にソーラーパネルで発電したものはどうするかというと捨てているような感じを受けるのですね。活用が全然見えていない。何を言いたいかということ売電すべきでないかと思うのですね。今回の導入する設備もそうですし、既存の学校に入っていますね、小学校とか。ああいうソーラーパネルの発電したものを売電するような方向でやっていくべきではないか、そのためにソーラーパネルをいろんな部署に付けようという考えだと思うのですね。エネルギーを、原発がどうなるか分からない時期、そして火力発電所も燃料代が高い、であればソーラーパネルがいいだろうということで進んでいるわけですから、せっかく予算を使うのであれば売電の設備を付けてそういう流れに乗った方がいいのではないかと。以前、小学校か何かで試算してもらったのですけれども、あの時はだめでしたね。だめだという結論、あの時、多分単価が安かったのではないかと思うのですよね。今回は単価、結構はつきりしていましたから、もう一度計算し直して是非売電するということを検討されてはいかがかというふうに思いますが、いかがでしょ

うかというのが第1点目。

第2点目は放射能関係ですね。平泉町除染実施計画書、これ前もらったかどうか分からないけれども、一応ホームページからダウンロードしました。平成24年5月になっていますね、3月に出したのではなかったですか。4月1日に承認もらおうと思って出したものが6月1日に認可されたということで2カ月ずれているわけですね。なんかこの日付もおかしいですね。という非常に疑問を感じます。表紙を見てまず疑問を持ったから中身を精査しようということで見させてもらいました。そうしますと、このスケジュールは2カ月遅れで、スケジュールはずれるのかどうかですね、この中に書いてある。それとも、平成24年度内に学校、公共施設はやって、戸建て住宅は平成24年の半ばから始めるというような、道路も含めてね、スケジュールになっていますが、これは2カ月ずれるのかどうかという問題が1点。それから、また、今、中学校の校庭に埋設しましたけれども、あそこは永久保管なのか仮置き場なのかという部分がどういうふうに考えているのか、それからその保管した場所の立ち入り制限の部分ですね、仮置き場から4メートル以上離れた距離の周囲に囲い、ロープで囲いネット柵、あるいは鉄線柵などを設置しますというふうに私の方では理解していますが、現状、全然校庭の中ではやっていない。だから子供たちが立ち入っている、自由に立ち入れる。サッカーのゴール置いていたから子供たちはもうあの辺を歩き回っていますね。それでいいのか、管理上ね。ちょっと予算とかけ離れてしまいましたけれども、その辺ですね。

この計画書を見ますと仮置き場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射線セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果においては速やかに公表する、速やかに公表する、公表していますか。どうなっているのですかね、ちょっと心配なのですよ。だから、すごく仕事が荒い感じするのですね。それと、また放射線量や地下水の濃度測定結果、保管中の量、土嚢袋等数量、それから収集車や保管者の氏名、住所を記録します、施設の操業期間終了まで保管します、この辺はやっていると思うのですが、ちょっとその辺、説明お願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この公共施設再生可能エネルギーの部分の売電の関係でございしますが、議員おっしゃるとおり平成24年7月から売電制度ということ、買取り制度が始まっているようですが、今回町で補助を受けてやります環境省のこの100%の補助については買取り制度との併用はないということになっております。

以上です。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

まず計画が遅れたということに伴って2カ月遅れになるのかということですが、除染実施計画

どおり進めるということでございます。ただ、放射線量を下げることが究極的な目的でございますので、そこが下がらないということもあるいは考えられますので、そこら辺は実施する中でスケジュールどおり進めるように現場の工事を行っていくということになるかというふうに思います。

それから、平泉中学校に埋設したものは永久なのか仮なのかということですが、あそこは現場保管ということになります。仮置き場ではございません。現場保管でございます。したがって、現場保管なり仮置き場につきましても、環境省が定める除染関係ガイドラインに基づいて管理していくわけですが、現場保管につきましてもあくまでも一時的な保管という形になりますので、これを見ますと、例えば民家からの距離とかそういったものについては1メートルということになっておりますし、また30センチ覆土した場合はこの距離も1メートルとらなくてもいいというふうな形とか、あるいは地下水の管理とかそういったものにつきましても現場保管についてはございませんので、あくまでもこれは仮置き場での話でございますので、現場保管の場合には特にそういったものはないということでございます。

それから、保管場所の立ち入り制限につきましても、いずれあそこの線量ですね、5センチで大体0.1前後というふうなことでございますので、0.13を大幅に下回っているということからすれば通常どおり使えるところだというふうにこちらでは考えております。

それから線量の公表につきましても、今後、グラウンドですね、グラウンド、園庭それぞれ除染を行っていきます。そういった中で、線量がこのぐらい下がりましたということの結果とか、あるいはその後の線量の公表については、全体の工事が終了した段階で線量を公表していくというふうなのが適切なのではないかとこのように考えますので、その段階で公表していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

現場保管だから仮置き場ではないから今の状態でいいというお話ですけども、本当にそれでいいのですか。私は現場保管も仮置き場も同じような位置付けだと思うのですよ。仮置き場はどこか町有地なり何なりに置くのがいいのでしょうかけれども、それができないから校庭の片隅に仮置き場の代わりに現場保管だという話なわけですよ。であれば、仮置き場と同じような基準で現場保管でも保管すべきではないですか。大体、囲いもやっていないというのはちょっと私は信じられませんね。しかも、掲示板の表示なんかやるべきではないですか。この場所にこういうものがありますよと、表示もしないで放っておくと知らない人は普通にあれですよ、そこら辺、歩き回りますよ。表示もしないで埋めてしまったからそれでいいよという話でいいのですか。私は少なくともカラーコーンでまず入ってはだめというようなこともやらなければならないだろうし、今後、多分いろんな場所でこういうことをやっていったら、埋めてしまったからもう終わりだよ、なんか中国のどこか鉄道省か何かみたいなことになってしまいますね。土の中に埋めても

う隠してしまえみたいな感じ、それではおかしいですよ。やはり、だって何年か経って掘り返してこれをどこかに持っていくという話になった場合、表示もしていなければ困るではないですか。ちょっと私は納得できませんけれども、これでいいのでしょうか。ちょっと保護者の方の立場からいうと非常に不安ではないかと思うのですね、こういう仕事をしていると大変なことになってしまいますよ。不安が不安を呼んでどうしようもなくなってしまいますね。ちょっともう一回、それと先程のコピーね、室長の方には一部お渡ししていますけれども、生活圏から保管した端4メートル以上やはり距離をとっておくべきですよ。これだって盛り土していますよ、この図で見ても。同じことですね、土の中に埋めたとね。だから、表示はしっかりやらなければまずいと思いますけれども、いかがでしょうか。もう一回答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

いずれ、あれはあくまでも現場保管という形でございますので、仮置き場ではないということでございます。ただ、今後、平泉中学校なり、あるいは長島小学校なり、それぞれの園庭なりにああいう形で現場保管しなければ、除染が進みませんのでああいう形で行っていくということになりますし、それからその土量につきましても、埋設する面積も今回の平泉小学校の分を中学校に持っていった分はそれほど多くなかったわけなのですが、今後につきましてはかなりの面積が埋設される面積になっていくということです。そうしますと、校庭のかなりの部分がそれに制約されていくような、特に中学校の場合ですね。2校分入るわけですので、そういったようなことも考えられまして、いずれ危険だと、線量が下がらなくて危険だというふうな状況があれば、当然バリケードなり何なりというふうな形で立ち入らないような形をしていきたいというふうに考えておりますし、今のところは大体0.1ぐらいには下がっておりますので、ああいう形でまず使えるという判断で今来ているところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと今の答弁、納得できない部分があるのですが、確かに現場保管については特に何もないのですよね。国で定めているのは永久保管とか仮置き場ね、その辺の定めはあるのです。ところが、現場保管というのは極端な話をすれば平泉町独自のやり方といってもいいですね。何せ、だって取り決めないのですから、埋めてしまえば終わりという話で今進んでいるわけでしょう。私は、この現場保管であれ何であれ仮置き場の基準に準じてやっていかないと、放射能というのは危険物よりもっとひどい、もう手に負えないものなのですよね。そういうものを甘く見るとあとで大きなしっぺ返しが来るので慎重にやってほしいと思っているのですよ。ですから、その表示なり囲いなり、あと表示ですよ、やはり。ここのエリアには汚染された土壌が何リットルとか袋コンテナに何袋とか、いつから置いていますよとか埋設していますよとかという表示しておか

ないと、知らない人来たらちょっとどうなのでしょうね、そういう管理でいいのでしょうか。

私は一関地区広域行政組合でもやっているのですけれども、大東清掃センターの話ね、もう一回しますけれども、あそこは毎日測っていますからね、線量、毎日。大東清掃センターの北南東西、各ポイントで毎日測っていますよ。毎日測って定点管理しながら安全を確認しているのですよ。測りもしないで安全だと言われても困るのですよ。0.1なら0.1でいいですよ、毎日測ってくださいよ。そういうふうな、やはりやり方やっているとお手抜きみたいな感じしてちょっと怖いのですよね。これ甘いものではないですよ、これは。だって、平泉町内そこら中あるのですから。ちょっとこれは慎重にやるべきだと思うのですが、再度考えを直していただきたいと思うのですけれども、副町長、いかがですか。県職員、県の立場からもそういった部分あると思うのですが。

議 長（青木幸保君）

滝山副町長。

副町長（滝山秀樹君）

埋設した後にきちんとモニタリングは継続して当然やっていきます。もともと埋設した理由は校庭が線量が高いということで、きちんと使えるようにというのが原因ですから、それを表土をはいて埋めることによって0.23前後だったものが0.1マイクロシーベルトまで下がるということですので、前よりはだいぶ下がったということだと思うのですけれども、そういう今の状況よりはだいぶ低くなったということ、それからグラウンドとしても使いたいということで囲いなどはしないつもりではおりますが、きちんと何をいくら埋設したかというのは役場なり学校でも把握して当然忘れないようにというか、しかるべき人がきちんと把握しているという状況は常に保っていきたいと思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第41号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第41号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

議長（青木幸保君）

日程第16、議案第42号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第42号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

28ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金1,935万円の増、これは一般会計でもございましたが、温泉施設に再生可能エネルギー設備の設置に伴う工事費分につきまして、一般会計で説明しております公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金を一般会計から繰入れの取り扱いとなります。

歳入合計補正額は1,935万円の増となります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費1,935万円の増、これは温泉施設に再生可能エネルギー設備の設置に伴う工事費分ですので、歳出合計補正額は1,935万円の増です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第42号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第42号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第17、議案第43号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書30ページでございます。

議案第43号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

30ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金34万7,000円。

歳入合計34万7,000円。

次に、歳出でございます。1款下水道事業費、1項下水道事業費34万7,000円。

歳出合計34万7,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第43号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第43号は、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第44号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書33ページをお開きいただきます。

議案第44号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

34ページの平成24年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに、収入でございます。1款水道事業収益102万4,000円、1項営業収益80万円、1目給水収益80万円。2項営業外収益22万4,000円、5目他会計補助金22万4,000円。

収入合計102万4,000円。

次に、支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費100万円。

支出合計100万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第44号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第44号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第19、発議第6号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

発議第6号、提出者、寺崎敏子。賛成者、高橋幸喜議員、佐藤孝悟議員、小松代智議員、升沢博子議員、佐々木雄一議員。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

次のページをおめくりください。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について、1、公共施設の整備と財政について、2、子育て支援について、3、交通弱者対策について。上記について、閉会中に総務教民常任委員会が調査を行う。提案理由、議会審議に役立てるため。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号、総務教民常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第6号、総務教民常任委員会所管にかかる調査については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第20、発議第7号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを議題とします。  
本案について、提出者の明を求めます。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

それでは、発議第7号、提出者、阿部正人。賛成者、大内政照議員、畠山寛二議員、千葉勝男議員、石川章議員。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。

内容について説明します。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について、1、6次産業化の推進について、2、滞在型の観光客誘致策について、3、生活道路の舗装化推進について。上記について、閉会中に産業建設常任委員会が調査を行う。提案理由、議会審議に役立てるため。

以上です。よろしく審議をお願いします。

議 長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号、産業建設常任委員会所管にかかる調査についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第7号、産業建設常任委員会所管にかかる調査については、原案のとおり可決されました。

---

議 長（青木幸保君）

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成24年第2回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後1時54分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 阿 部 正 人

同 寺 崎 敏 子